

第5回港区5歳児健診導入に向けた検討委員会

議事次第

日時 令和7年11月10日(月)

午後7時30分～8時30分

会場 みなと保健所4階会議室

1 開会

2 審議

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 前回議論の確認 | 資料1 |
| (2) 検討課題6 健診の精度管理 | 資料2、資料3 |
| (3) 検討課題7 地域のフォローアップ体制の検討 | 資料2、資料4 |

3 その他

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 今後のスケジュールについて | 資料5、資料6 |
|-------------------|---------|

4 閉会

<配付資料>

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 資料1 | 第4回検討委員会における議論の整理 |
| 資料2 | 健診の精度管理、フォローアップ体制等に関する委員意見への対応 |
| 資料3 | 健診の精度管理 |
| 資料4 | 5歳児健診後のフォローアップ体制について |
| 資料5 | 今後のスケジュール |
| 資料6 | 5歳児健康診査導入に関する医療機関アンケート |

第4回検討委員会(令和7年9月3日実施)における議論の整理

健診項目の検討(第3回)

- 診察所見欄 5理解に関する課題「しりとり・じゃんけん等」の判定を、「無・有」から「可・不可」に変更した。
- 要紹介や経過観察、療育の文言変更については、原則として研究班マニュアルの文言とし、診察所見欄 判定の「4 既療育」を「4 既療育（発達支援）」に変更、「5 経過観察」を「5 経過観察（みなと保健所専門相談）」に変更した。
- 診察所見欄 紹介先、診査医名の欄を削除した。別途、紹介状の様式を作成する。
- 判定者、記事の欄を削除した。
- 「5歳児健診問診票」という名称を「5歳児健康診査アンケート」に変更した。
- 指導内容の欄を削除した。
- 睡眠やメディア視聴の判定は、研究班マニュアルに従い健診票には追記しないこととする。ただし、保健所専門相談において、生活習慣改善項目として指摘する運用とする。
- 「問題」という表現は、可否で判定できない複数の課題を包含するという意であり、医師の所見に基づく判断であること等から、原案のとおりとする。
- 問診票の欄には、回答を誘導するおそれがあるため、区独自の例は掲載しないこととする。ただし、設問6については、判定のための特別な意図があることから、原案のとおり例を記載することとする。
- 問診票における「よく」の頻度は、保護者の感覚により記載し、問診を通じて医師に判定していただく。
- 問診票の選択肢について、複雑な回答のものは、選択肢の意図を変えない範囲かつ保護者にわかりやすいような表現に修正する。

健診の精度管理

- フォローアップ率、発見率、陽性的中率、受診率の4つを基本的な評価指標とし、検討を進める。
- 今後、受託医療機関へのフィードバック体制を構築する。
- 評価指標についての評価・検証、受託医療機関へのフィードバックに関する会議体を設置する。
- 次回委員会までに各委員から再度意見を伺い、精度管理について検討する。

地域のフォローアップ体制の検討

- 主なフォローアップ先として、区立児童発達支援センターぱお(以下、「ぱお」という。)、教育相談、保育園・幼稚園における巡回指導、みんなと Café ひだまり、医療機関とする。
- ぱおの総合相談を受けるには、約45日要しており、区として、体制の拡充等について検討する。なお、令和7年度は人員拡充により、40.8日まで低減している。
- 民間の児童発達支援事業所を利用する場合には、事前に計画相談を実施する必要があるが、計画相談を行える事業所が少ない。

- 過剰診断を防止し、また必要な児童がフォローアップ先の支援を受けられるよう、専門相談に従事する保健師等には研修を十分に実施する。
- 専門相談の受診率、フォローアップへ繋げる人数等について、他自治体の情報を調査し、次回委員会で共有する。
- 令和7年度9月時点ではぱおに関わりがある児童数は、4歳児が199人、5歳児が249人である。
- 一般的に、何らかの発達の特性をもった児童の割合は10%程度であり、港区の5歳児人口が2,600人程度であることから、5歳児健診開始後にはぱおへ来所する人数が大幅に増える可能性は低いと考える。
- 5歳児健診を機に、ぱおや医療機関への相談者が増える可能性があるが、専門相談で解決できるものは対応する。
- みんなとCaféひだまりは母語が日本語ではない人も受け入れているか。母語が日本語でない場合は、文化的特性による行動の差異があり、発達の判断が難しい。
- 関係者や保護者に渡すための、フォローアップ先やサービス等をまとめたリーフレットを作成する。

5歳児健康診査の委託単価について

- 他自治体の委託単価や診療報酬を参考に、港区医師会事務局へ事務手数料を含め、1件あたり6,600円（税込）として検討する。

今後のスケジュールについて

- 10月22日（水）開催予定の第5回検討委員会は、日程を変更する。

健診の精度管理、5歳児健診後のフォローアップ体制に関する委員意見への対応状況

1 健診の精度管理について

項目	意見	対応
(2) 評価指標	評価指標には、年度ごとの目標値を定めたほうがよい。	港区5歳児健康診査の導入後、実施体制等の運営方法、評価指標についての評価検証等を行う会議体の設置を予定しています。年度ごとの目標値についても、当該会議体において検討、設定します。
(2) ア	5歳児健診未受診者及び要経過観察の判定後に保健所専門相談に来所しない者に対する対策を検討すべき。	未受診者対策の必要性はご指摘のとおりであり、期間内受診ができなかった子どもに対し、期間外でも健診実施する仕組みを検討しております。 一方で保健所専門相談も12月までの予定であること、その後は就学時健診まで期間が十分に確保できないことから、個別再勧奨については時期に課題があります。そのため、個別再勧奨ではなく、相談があった際に各種相談事業でフォローします。
(2) イ	「イ 発見率（異常あり者数／受診者数）受診者のうち、異常ありとされた者の割合です。」とあるが、「異常あり」は専門医療機関の診断結果のように読める。 また、健診は異常の有無を見極める場ではないので、表現を再検討すべき。	資料の表現を修正します。

2 5歳児健診後のフォローアップ体制について

項目	意見	対応
1 (1)	「就学指導の準備」とは具体的に何をするのか。	誤記であるため、「就学に向けた準備」に表現修正します。具体的な内容については、今後府内で詳細を検討します。
2 (1) ~ (5)	<p>相談機関と事業が混在しているが、事業は今後変更・廃止となる場合があるため機関に統一してはどうか。</p> <p>また、ぱおでフォローする事業は、相談内容によって変わるために、総合相談のみ記載するのは正確でない。</p>	資料上、フォローアップ体制には相談機関と相談事業を記載していますが、ご指摘のようにわかりにくい点がありました。ぱおの記載と共に資料を修正します。
2 (1) ~ (5)	<p>過去の議論から、保健所専門相談は幅広い子どもが来所する想定だが、発達障害や発達支援に比重が置かれている印象。問診票にあるメディアとの適切な付き合い方、アディクションがあるなど、発達障害でなくとも親子関係の悪化や育児の困り感につながりやすい事項は、子ども家庭総合支援センターや保健所で行っている育児相談など子育て支援の事業等をフォローアップ体制に位置付けるべき。</p>	上記項目と合わせ、ご意見を踏まえて修正します。
3 (2) ア	上記により、ぱお、教育センターのほか、子ども家庭総合支援センターを紹介先として明記すべき。	上記項目と合わせ、ご意見を踏まえて修正します。

項目	意見	対応
3 (2) イ	保育園・幼稚園における巡回指導・相談は、年に数回程度で未実施の園もあるとともに、年中児を対象とするため、継続的な見守りや支援は難しいのではないか。	現在、区では保健所専門相談後に所属（保育園、幼稚園等）に健診結果を情報提供することについて検討しています。巡回指導・相談とともに所属での見守り・支援、対応方法の工夫等につなげていきます。
3 (2)	健診後はおを経由せず、民間の児童発達支援事業所につながるケースもあるため、紹介方法を検討すべき。	早期に民間の児童発達支援の利用を希望する等の場合、保健所専門相談の後に発達検査などができる医療機関を個別に紹介させていただく予定です。
	民間の発達支援にいく場合、「行きっぱなし」にならないように、事業所にフィードバックをするようなシステムはどうか。	発達支援についての相談先については、保護者の希望で案内をする予定です。フィードバックの必要性や仕組みについては、5歳児健診導入後に検討します。
4 (1)	以下の点について表現修正してほしい。 ①「総合相談までの待機期間」→「 <u>初回相談</u> までの待機期間」 ②「総合相談を受ける」→「 <u>初回相談まで</u> 」 ③「約 45 日」→「約 <u>40</u> 日」	資料の表現を修正します。
	健診後カンファレンスは、保健所のみで行うという認識で良いか。一次健診医へのフィードバックは、別か。	健診後カンファレンスは、保健所専門相談に引き続き行うため、一次健診医に参加いただくことは困難と考えています。そのため、健診票の医師所見欄を参考にカンファレンスを実施します。 一次健診医のフィードバックについては個別の対応が難しいことから、初年度は実施しません。

項目	意見	対応
4 (1)	ぱおの初回相談までに45日要するとあるが、集中してしまうことが課題であるため、他機関でも代替機能を持たせてはどうか。心理師の相談の枠を増設するなどが想定される。	区立児童発達支援センターの初回相談までの待機期間の短縮や、計画相談事業者の不足への対応は、障害者福祉課を中心に、解決に向けて関係者と必要な対応を検討します。 また、既存の相談事業での心理士の相談枠を増やすことについては、今後関係課と協議します。

3 その他

資料名	意見	対応
	インターナショナルスクール在籍時、母語が日本語ではない家庭の児童等は、十分に評価できずフォローできないおそれがある。今後、こうした家庭への対応も検討を要する。	港区5歳児健康診査導入後に設置する会議体で検討します。
4-3 医療機関一覧	港区外の医療機関は載せないのか。	医療機関数が多いことから、掲載は区内医療機関に留め、区外の医療機関も参照可能な東京都のホームページに関する情報を併記します。

健診の精度管理（第2回）

1 精度管理と乳幼児健康診査への適用

（1）精度管理とは

母子保健法第12条第2項では、乳幼児健康診査に当たっては、健康増進法第9条第1項に基づく健康診査等指針と調和を保つべきことが定められています。

健康診査等指針は、健康診査事業実施者が行うべき健康診査の精度管理（健康診査の精度を適正に保つこと）について定めています。（資料3-1）

（2）乳幼児健康診査における精度管理

ア 研究班マニュアル（5歳児健康診査）

研究班マニュアルは、精度管理には、フォローアップ率、発見率、陽性的中率等の指標が用いられること、要紹介（要精密、要治療）、要経過観察となった児の結果の管理を定めています。

また、健診未受診に対する再勧奨（受診促し対応期間を設けること）についても言及されています。

イ 乳幼児検査における精度管理に関する先行研究（乳幼児健康診査）

先行研究には、令和2年3月のデータヘルス時代の乳幼児健康診査事業企画ガイド（厚労省行政推進調査事業費成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）があります。（資料3-2）

2 港区5歳児健康診査における精度管理について

（1）判定の標準化

判定の標準化とは、実施主体である市町村が標準的な診察項目に対する診察・検査方法の手順書を作成すること、従事者に具体的に示し周知すること、及び統一された判定区分とその基準を作成すること（判定区分の標準化）とされています。

港区5歳児健康診査においては、過去の本検討委員会での議論（第2回実施体制の検討、健診の質の確保）を踏まえ、マニュアルの作成・提供、一次医療機関向け研修を定期的・継続的に行うとともに、判定区分（異常なし、既医療、要精密、要治療、既療育（発達支援）、経過観察（みなと保健所専門相談））についても検討済みです。

（2）精度管理の評価指標

ア フォローアップ率（結果把握者数／フォローアップ対象者数）

フォローアップ対象者のうち、結果把握している者の割合です。

港区5歳児健康診査では、精検受診率と捉え、地域の医療機関において身体の疾患を指摘した児童（要精密、要治療）と、経過観察（みなと保健所専

門相談)となった児童に対してフォローアップ率を管理、評価することを基本とします。

イ 発見率(異常なし、既医療、既療育(発達支援)以外の数／受診者数)
受診者のうち、異常なし、既医療、既療育(発達支援)とされた者を除く者の割合です。

港区5歳児健康診査では、地域の医療機関において身体の疾患を指摘した児童(要精密、要治療)と、経過観察(みなど保健所専門相談)となった後、専門医療機関紹介となった児童数で評価することを基本とします。

ウ 陽性的中率(発見者数／要紹介者数)
要紹介者のうち、紹介先医療機関において疾患等が確認された者の割合です。

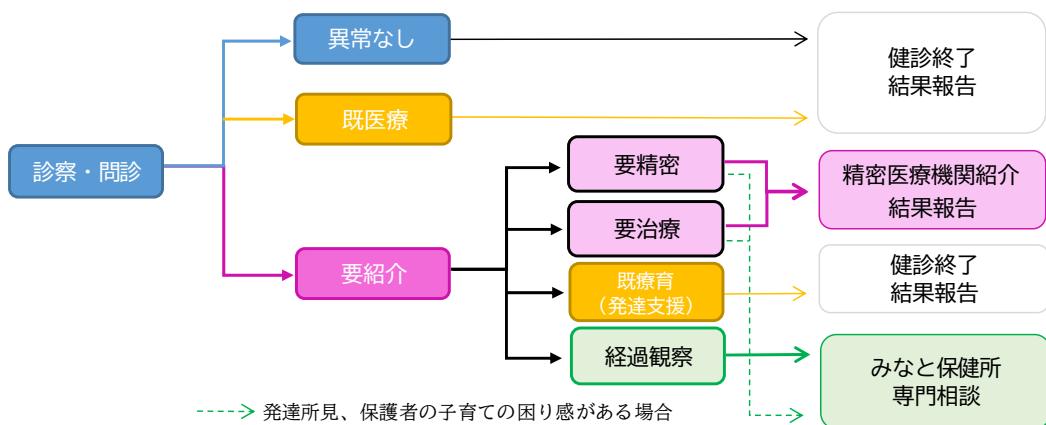
港区5歳児健康診査では、地域の医療機関において身体の疾患を指摘した児童(要精密、要治療)と、経過観察(みなど保健所専門相談)となった後、専門医療機関紹介となった児童数で管理・評価することを基本とします。

エ 受診率(受診者数／対象者数)

対象者数のうち、受診した者の割合です。

港区5歳児健康診査では、対象児童数(受診券発送者数)に占める地域の医療機関を受診した児童数で管理・評価することを基本とします。

【参考】港区5歳児健診の流れと判定の区分



(3) 健診医へのフィードバック

精度管理の管理指標について、受託医療機関にフィードバックする体制を構築します。

3 評価体制について

港区5歳児健康診査の導入後、本検討委員会で決定した実施体制等の運営方法、精度管理の評価指標についての評価・検証、受託医療機関へのフィードバックについて検討する会議体を設置します。詳細は、今後検討します。

5歳児健診後のフォローアップ体制について

1 保健所における専門相談（第2回検討委員会資料から再掲、一部編集）

（1）集団講話（健診目的、就学に向けた準備、相談先の説明）

6～7組程度の保護者と幼児に対し5歳児健診の目的、相談先等を説明します。入れ替え制で複数回実施します。（10分程度）

（2）集団遊び（参加状況、運動機能、情緒・行動、精神・神経発達の確認）

1組6～7人程度の幼児に対し集団による遊びを行い、運動指導員や心理士が参加状況等を観察するとともに、保護者にもその様子を見学してもらい子どもの状況を理解する機会とします。入れ替え制で複数回実施します。（10分程度）

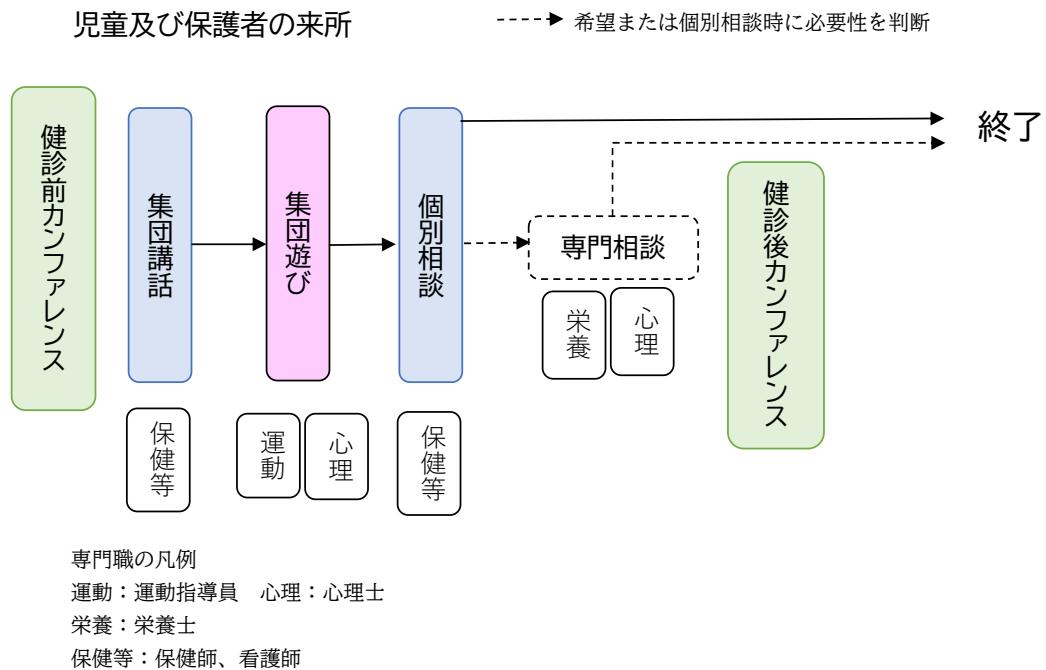
（3）個別相談（医療機関の健診状況と集団遊びから主訴の確認）

地域の医療機関における所見、保護者の子育てに対する困り感に基づき、保健師等が個別相談を行います。（10分～15分）

（4）専門相談（心理相談、栄養相談、療育（発達支援）相談）

心理、栄養、療育（発達支援）に関する専門相談を、個別相談に引き続き希望者又は個別相談実施者の判断で実施します。（10分から15分）

イメージ：みなと保健所専門相談の流れ



2 5歳児健診後の主なフォローアップ体制

(1) フォローアップ機関

- ・区立児童発達支援センター
- ・子ども家庭支援センター
- ・みなと保健所
- ・所属保育園、幼稚園等
- ・学区域の小学校（就学時健診を行う小学校）
- ・医療機関（小児精神科等）

(2) フォローアップに活用する事業

- ・教育相談（教育センター）
- ・みんなとCaféひだまり（教育センター）
- ・保育園・幼稚園における巡回指導・カウンセリング
(子ども家庭支援部、教育委員会)

※ その他の事業は、資料4-1及び4-2のとおり。

3 フォローアップ先への紹介方法

(1) 対象者全員に周知するもの

相談先や事業（資料4-1、4-2）に関するリーフレット等を作成し、全ての対象者に対して受診券発送時に同封します。

(2) 個別相談の内容に応じて紹介するもの

ア 個別相談では、相談内容に応じ、区立児童発達支援センターや子ども家庭支援センター等を紹介します。

イ 対象児に対して継続的な見守りや支援が必要な場合、保護者同意を得て所属保育園・幼稚園等に健診結果を情報提供します。また、園だけでの対応が難しい場合には、子ども家庭支援部又は教育委員会が実施する巡回指導・カウンセリングにより所属園を支援します。

ウ 学校生活やその後の生活について保護者間の情報交換等の場としては、教育センターで行う「みんなとCaféひだまり」を紹介します。

エ 地域の医療機関の所見及び保健所専門相談の結果を総合的に勘案し、発達障害の疑いがある場合には、発達障害者支援法第19条に基づく専門医療機関を紹介します。（今後、区内、近隣区の医療機関についての最新情報を調べて区民に提示予定）

オ 親子の関係や子育てについての相談、支援が必要な家庭には子ども家庭支援センターの相談やサービス、みなと保健所の地区担当保健師による支援に繋げます。

4 フォローアップ体制の現状と課題

（1）総合相談までの待機時間

現在、区立児童発達支援センターぱおの初回相談までの待機期間は、約40日要しています。区は、体制の拡充等について引き続き検討します。

（2）計画相談事業所の不足

児童福祉法に基づく児童発達支援の利用に当たっては、通所受給者証の発給や計画相談事業所によるサービス等利用計画の作成が必要ですが、いずれも時間を要しており、特に計画相談事業所の不足により、実際に利用できるようになるまで、2か月～3か月かかっています。

紹介に当たってはこれらの情報も併せて提供するとともに、区は、課題解決に必要な方策について引き続き検討します。

今後のスケジュール

令和7年11月10日（月） 第5回港区5歳児健診導入に向けた検討委員会

11月下旬～ 医療機関アンケート

28日（金） みなと保健所従事職員向け研修

12月下旬 検討委員会最終報告書公表

令和8年 1月 医療機関名簿作成

2月 医療機関向け説明会・研修会

校長会、園長会、保育園看護師養護教諭等説明

3月 対象者向け通知発送

令和7年11月 日

一般社団法人東京都港区医師会 御中

医師会加入医療機関 御中

港区長 清 家 愛

5歳児健康診査導入に関する医療機関アンケート（案）

日頃から、港区保健衛生行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

みなと保健所では、令和8年4月の5歳児健康診査の導入に向け、検討を進めています。

つきましては、5歳児健康診査への参加意向及び説明会・研修会に向けたアンケートを下記によりご回答いただきたく、お願い申し上げます。

記

1 5歳児健診の概要（案）

（1）概要

母子保健法第13条に基づく乳幼児健診として実施します。

就学前の時期を捉え、身長・体重測定等の小児科健診に加え、発達障害等に関するスクリーニングを行い、その後の支援につなぐものです。

（2）対象者

区内在住の満5歳となる幼児（年中相当約2,600名）

（3）実施方法

受託医療機関において身体測定、問診・診察を実施

その後、みなと保健所における専門相談を実施

（4）実施時期 別紙のとおり

（5）判定の区分 別紙のとおり

2 アンケート

(1) 参加意向について

- 参加可能 参加できない 未定

(1-2) (参加できない、未定の医療機関様) その理由

- 区の乳幼児健診は受託していない

- 健診項目の一部が実施できない

(項目：)

- 診療等で健診時間を確保できない

- 詳細が不明で検討できない

- その他

(項目：)

(2) 区では今後、説明会・研修を予定しております。現時点できたいことや区への要望等がありましたら、教えてください。

－ご協力ありがとうございました－

【お問合せ】

港区みなと保健所健康推進課地域保健係
福田、河西（電話 03-6400-0084）